

# 絶対王政下における「法服貴族」Ⅱ

## モンテスキューのイデオロギー的基礎

梶 原 愛<sup>あし</sup> 巳<sup>み</sup>

### まえがき

一九五四年末の世界平和評議会・ストックホルム総会  
は、その決議において、世界の諸国民が、十八世紀フラン  
スのすぐれた啓蒙思想家の一人であるモンテスキューの  
「死後二百年祭」に参加することをよびかけた。このアッ  
ピールにこたえて、モンテスキューの死後二百年に当る一  
九五五年には、彼の偉業を記念する「モンテスキュー会  
議」(Congrès Montesquieu)がボルドーで催され、たんに彼の生誕地フランスにおいてばかりでなく、ソ連、東欧  
諸国、中国、日本においても、新たな視点からこの偉大な  
思想家についての研究がはじめられ、今日ではモンテスキ  
ューに関するモノグラフィの数も其の内容をより実証的  
に詳細に充実しながら相当の量に達している。<sup>(1)</sup>

もとより私はそれらの尨大な量の資料ないし文献のすべ  
てを参照するに到っていないが、中世的な古い思想と近代

的な新しい思想の錯綜する十八世紀フランスにおいて、

「法服貴族」モンテスキューの思想と彼の果した役割はど  
のように評価されて然るべきかに関心をもっている者の一  
人である。こうした関心は、一九五五年にソ連で発表され  
た二つの論文を参照した際に惹き起こされたものである  
が、謂う迄もなく、それは、ソ連におけるモンテスキュー  
の評価に若干の疑問を抱いたからにはかならない。<sup>(2)</sup>なぜな  
ら、絶対主義王権と抬頭しつつあったブルジョワジーに挟  
まれて、自己の特権身分が時流に蝕ばれることを憂慮  
し、君主政における「中間団体」(Corps intermédiaires)  
としての貴族の役割を強調した「法服貴族」モンテスキ  
ューが、<sup>(3)</sup>ソ連の論文では、封建制度と封建的世界観に反対す  
る闘争における新しいブルジョワ・イデオロギーや新しい  
政治思想の形成を助けた者の一人として、すなわちエンゲ  
ルスの言葉を引用しながら、「フランスにおいて、近づき  
つつある革命のために、人々の頭を啓蒙した」者の一人、<sup>(4)</sup>

として理解しているからである。

しかし、若しそれがマルクシズムの立場から、「進歩的勢力と反動勢力との鋭い対決の時期に、モンテスキューは、新しい社会制度、新しい歴史的に進歩的な世界観の先駆者・擁護者の陣列に参加した」と規定されるのであれば、これはソ連におけるモンテスキューの評価が階級関係を偏重する余り彼の思想構造なしいデオロギーが十分に検討されていないことを指摘できよう。なぜならフランスのマルクシズム史家ソブールの見解によれば、「十八世紀の前半にはつぎのような二つの大きな思想の流れが発展していた。一つはモンテスキューの『法の精神』によって代表される封建的な思想の流れで、高等法院や特権者たちは自分たちの反専制主義の論拠をそこから引き出していた。もう一つは哲学的な思想の流れで、僧侶、ときには宗教そのものにさえ敵意を示したが、政治的には保守的な思想であった。<sup>(6)</sup>」からである。同じマルクシズムの立場でありながら、この二つの見解はまったく相反するものである。では、何故このように相反する理解が生じるのであろうか？

本稿で私が追求しようとするものも、実にこの問題にはかならない。そこで、限られた紙数ではあるが、本論以下においては、十八世紀フランス絶対王政下の階級構成を検討しながら、「法服貴族」モンテスキューの政治思想にお

ける、そのデオロギー的基礎を究明してみよう。

- (1) ボルドーで開催された「モンテスキュー会議」の記念講演集は *Actes du Congrès Montesquieu* (Delmas, Bordeaux, 1956) であるが、フランスでは、一九四八年に『法の精神』発刊二百年祭が行われ、「モンテスキューの政治的および憲法的思想」と題する記念論文集が公にされた。本書の原名は *La Pensée politique et constitutionnelle de MONTESQUIEU, Bicentenaire de L'Esprit des Loix 1748—1948*。また、モンテスキューゆかりの地ボルドーでも、『法の精神』二百年記念祝賀の講演集が公刊された。本書の原名は次の通りである。 *II<sup>e</sup> centenaire de L'Esprit des Loix de Montesquieu, 1748—1948. Conférences organisées par la ville de Bordeaux. Edité sous le Patronage de l'Administration Municipale (Delmas, Bordeaux)*。東欧では *Bulletin de droit tchécoslovaque* が特集号を出版している。 *Bicentenaire de la mort de Montesquieu, Prague, 1955. Une édition en français*。日本では、中央大学法学会の編集する『法学新報』条二十六巻・第九号が「モンテスキュー没後二百年記念号」を特集している。
- (2) 一つは『ソヴェト国家と法』一九五五年第四号に発表された、ケチェキヤンの「モンテスキューの政治的・法の見解」と題する論文である。もう一つの論文は、プラウダ刊行の『コムニスト』一九五五年第四号に載せられた、モムヂヤンの「モンテスキュー」論である。

(3) Jacques Droz, *Histoire des Doctrines politiques en France*,

P. 49.

- (4) ケチェキヤン、前掲論文（『ソヴェト国家と法』一九五五年第四号、四一頁）。
- (5) モムチヤン、前掲論文（『コムニスト』一九五五年第四号、五五頁）。また「モンテスキューは、革命前のフランス・ブルジョワ階級上層の利益を表現した。」さらに「モンテスキューは、専制政治と宗教的狂信に断固として反対し、絶対政王を制限する必要性を理論的に基礎づけ、フランス民族の大多数を構成する所謂第三階級の権利拡大の為に働いた。」（五五頁）
- (6) Albert Soboul, *La Révolution française* (1789—1799), P. 35—36. 小場瀬草三・渡辺淳訳『フランス革命』(上) 三三頁。cf. Albert Mathiez, *La place de Mantesquieu dans l'Histoire des Doctrines Politiques au XVIII<sup>e</sup> Siècle*, 1930.

## 本 論

### 一 絶対王政の基本的性格

周知の如く、フランスでは大革命以前の政治形態を旧制度 (*Ancien régime*) と総称するが、社会科学では一般にこの時期を絶対王政 (*Absolute monarchy*) または絶対主義 (*Absolutism*) と呼んでいる。しかし、歴史学においては勿論のこと、政治学、経済学においても、絶対主義の規定をめぐって従来多くの論争が行われている。しかも、それらの諸論争は、初期マルクスおよび特にエンゲルスによ

って断片的に与えられ、カウツキーによって展開された古典的規定を金科玉条として、その解釈が主要な論争の出発点となっている。すなわちエンゲルスは先ず、「国家は階級対立を抑制しておく必要から生じたものであるから、しかし同時にこれらの階級の衝突のただなかに生じたものであるから、それは、もっとも勢力のある、経済的に支配する階級の国家であるのが普通である。この階級は国家をもちいて政治的にも支配する階級となり、このようにして、被抑圧階級を抑圧し搾取するための新しい手段を獲得する。」と述べたあと、「こうして、古代国家は、なによりもまず奴隷を抑圧するための奴隷所有者の国家であったし、それと同じに封建国家は、農奴と隸農を抑圧するための貴族の機関であった。そして、近代の代議制国家は、資本が賃労働を搾取するための道具である。」と規定するが、次に「しかし、例外的には、あいたたかう諸階級がほとんど力の均衡をたもっているため、国家権力が、外見上の調停者として、一時的に両者にたいしてある程度の独自性を得る時期がある。たとえば貴族と市民階級とがたがいに勢力伯仲した一七世紀と一八世紀の絶対君主制がそれであり、ブルジョア階級にたいしてはプロレタリアートを、プロレタリアートにたいしてはブルジョア階級をけしかけた、フランスの第一帝制、とくに第二帝制のボナパルティズムがそれである。」と述べる。<sup>(1)</sup>

エンゲルスによって提起された右の規定がいわゆる階級均衡論（カウツキーにおいては外見上の調停者が実質上の調停者にまで高められ、その結果として「例外国家論」に帰着する<sup>(2)</sup>）であるが、しかし、中木康夫氏の分析に見られる通り、フランス絶対王政には、そのような均衡なるものは存在しなかったのである。<sup>(3)</sup>なぜなら、「それ自身新封建地主<sup>(4)</sup>、新貴族であり、封建的生産機構に拠点をおいていた中世用語でのブルジョワジー（<sup>(5)</sup>都市商人）は、たしかに旧貴族に対抗・圧倒していくが、彼らは自らのよって立つ基盤たる封建制に対して『闘争するブルジョワジー』（平野義太郎氏『日本資本主義社会の機構』昭和九年、岩波書店、三二〇頁—引用者）たりうるはずがなかった。」（傍点は引用者）からである。

事実、絶対王政下における「法服貴族」(noblesse de robe) は、フランスに特徴的な売官制 (Vénalité des offices) によって、多くのブルジョワジー（都市商人<sup>(6)</sup>、新地主層）が種々の官職にありついた結果として現出した、階級的性格の極めて複雑な階層であるところから、「法服貴族」に属するモンテスキューの思想についても、或る場合にはブルジョワジーの利益を代弁する進歩的思想家と理解され、また或る場合には特権身分を擁護しようとする保守的理論家と位置づけられてきた。しかし、保守と進歩という矛盾する思想を同時に認めることはそれ自体がすでに誤まって

いる。では、このように全く相反する見解が生れてくるのはなぜであろうか。その根本的原因は、右に述べたいわゆる階級均衡論の図式から発しているように思われる。すなわち、モンテスキューを貴族身分に位置づけるか、或はブルジョワジーの側に立たせるかの問題であろう。この問題を解くためには、絶対王政の階級構成における「法服貴族」の政治的性格を明らかにしなければならない。そこで、以下にフランス絶対王政の構造を概観しながら、「法服貴族」の位置づけを試みてみよう。

絶対王政の規定には、従来からもいろいろな分析が行われてきたが、それらの多くはエンゲルスの「均衡論」を解釈し理論づけることにとどまっている。そのため「ブルジョワジー・貴族の均衡」*équilibre bourgeois-noblesse* が、西ヨーロッパ絶対王政の主要な一要因として把握され、「ある人々は、絶対王制の存在および進化の支配的要因はブルジョワジーと貴族との間の階級闘争であると考えている。封建貴族に対して、国王は上昇するブルジョワ階級——はじめ手工業親方、ついで商人層 *marchands-négociants* ——に依拠する。国王はこのブルジョワ階級の上昇を援助していく。ブルジョワジーと貴族との間に一定の力の均衡 *équilibre de forces* が生まれたとき、絶対王制は成立し、国王は両階級の間を調停者 *arbitre* となる。さらに、ブルジョワジーが数と富を増大しつづけて貴族を圧倒し、優勢

な階級となるや、国王に権力の分配を強制する。こうして絶対王制は、緩和された議会的・ブルジョワ的王制に移行するのだ、と。……いうまでもなく、階級闘争を無視してはならぬし、このシェーマは多くの真実を含んでいる」と。<sup>(5)</sup>

しかし、このような把握は、西ヨーロッパにおいて中世以降用いられた用語を、そのまま近代的意味に混同・理解したところに誤謬が発している。なぜなら、中世都市を拠点とする商品・貨幣経済（したがってまた、都市の前期的「資本」諸形態）の存在と活動は、本来的に封建的土地所有の規定性（＝共同体）に基礎づけられ、制約されている。したがってそうした都市商人層（「均衡論」者ならびに中世用語での「ブルジョワジー」）の利害は、究極において封建的利害（封建的再生産構の維持）に一致・結合するばかりか、そうした商人層自体が不断に封建地主・新貴族に転身していく（絶対王政期には全面的）という、西ヨーロッパ諸国に共通した、きわめて特徴的な事実に注目しなければならぬからである。<sup>(6)</sup>

要するに、エンゲルスらしいの絶対王制論においては、絶対王政の固有の物質的基礎をなすところの封建的土地所有は、古典型絶対王政に関しては領主的土地所有（もしくははその単なる再編制形態）として一般に把握されてきた（したがって階級的には封建貴族 *Feudaladel*＝旧領主層）。しかし最近の歴史学とくに社会経済史学の成果によって、

古典型絶対王政の物質的基礎をなす封建的土地所有制は、その前段階たる身分的君主政期の領主的土地所有（地代莊園もしくは純粹莊園制）とはっきり區別して（半封建的土地所有制）（論者によっては「寄生地主制」もしくは「地主制」）として把握されるべきものであることが明らかにされつつある。すなわち、この「半封建的土地所有制」は、封建的土地所有制の最終かつ最高の段階として把握されるべきものである。<sup>(7)</sup>

既に述べたとおり、フランスでは十六世紀前半にフランス一世の治世下に本格化した売官制によって、従来からの上層旧貴族と並んで最高諸院（*cours souverains*）官僚、なかでもとくに高等法院官僚（*Parlementaires*）＝上層新地主層が形成された。高等法院（*Parlements*）を中核とするこれらのパルルマンテールは、商人↓地主↓新領主↓上級官僚という上昇段階における一般的な最高の目標であり、特権都市の巨商は高等法院官職を購入することによって一応その上昇を終了するという関係に立つ。従ってまさに高等法院官僚こそ、当時における特権商人＝新地主層の先頭に立つ存在であり（第三身分の最上層）、「商業ブルジョワジー」 *bourgeoisie marchande* から新貴族身分への上昇における不可欠の段階をなしていた。まさしくムニエが指摘しているように、こうした商人↓上層官僚によって「新たな封建制が築き上げられた」のである。<sup>(8)</sup> ただ

し、まだこの段階では、貴族身分を獲得しながらも第三身分にとどまっておき、十七世紀におけるように第三身分から離脱して「法服貴族」として聳え立つまでには到達していない。しかし、こうした「官職ブルジョワジー」bourgeoisie d' offices (史家ムーニエの表現)は、当時における最も富裕な「市民」<sup>ブルジョワ</sup>として第三身分の最上層を形成していたのである。<sup>(9)</sup>

このように、「高等法院の法官たちが貴族と称しはじめるのは、十六世紀のあいだのことである。一五九六年の名士会で、旧貴族たちはその称号の横領に抗議している。実際、金持のブルジョワ、とくに司法官は、没落した領主から土地を買いとったが、彼らはこの土地から称号を得るのである。この取引きは、貴族の称号がタイユの免除をともなっているだけに、意味をもっている。一五九八年と一六〇〇年との勅令は、その不当な免除に反対し、四万の人々を課税をうける階級に引き戻している。もともとブルジョワは、土地を古い意味の領地とは考えず、そのため、地代による生活がたのしめるものと思っている。ブルジョワであるとともに、貴族の称号をそなえること、彼等の野心はここにつきる。<sup>(10)</sup>」のである。

すでに十六世紀後半には、商人によって買占められた諸官職は事実上の世襲化に向かい、また官職保有者による官職売買も行われていたが、にもかかわらずヴァロワ王権の

不確定な政策によって売官制停止、または世襲禁止などが交互に行われ、なお官職保有には若干の不安定が附随していた。こうした官職保有の不安定性を一掃し、官職の所有と世襲制と売買自由制を法的に確立して土地所有と結合させたのが一六〇四年の「ポーレット法」Paulette であつた。<sup>(11)</sup>

「ポーレット法以来、とくに高等法院官職は既存のパルマンテールによって独占されつつ彼らのカスト化を惹起するとともに、旧貴族属(および上昇してくる新興の商人・中小官職保有者層)をも閉め出し、その売買価格もいちじるしく上昇するにいたった(地価暴騰に匹敵!)。そしてこうした高等法院官僚を先頭とする官職保有者<sup>||</sup>新地主層は、王権に結合することによって旧貴族の反王権運動と真向から対立することになる。<sup>(12)</sup>」「以上のようにポーレット法(売官制と世襲制確立)は、とくに高等法院官僚<sup>||</sup>巨大新地主層の利害ととくに結びつき、彼らの旧貴族層に対する圧倒的優位を確立した画期的立法であり、アンリ四世の王国統一過程における階級諸関係はここにその明確な帰結を打ち出したのである。<sup>(13)</sup>」

いまや、ブルボン絶対王政成立を中心的に推進した「大官職ブルジョワジー」(高等法院拠点の巨大新地主層)は、自己の特権的地位の独占・カスト化と、土地所有の「熱狂的」拡大の途を進む。いらい高等法院官僚は他の中小官職

保有者層から明確に分離し、「一団となって」*en corps* 第三身分から離脱しつつ新法服貴族（貨幣貴族 *noblesse d'argent*）としての地位を確立することになる。そして高等法院長（*premier président*）は身分的には上層名門貴族の水準に到達し、富力においては彼等を凌駕さえしていくであろう。<sup>(4)</sup>

ところで、初期絶対王政下の階級構成において注意すべきは、まず絶対王政が、上層新地主層すなわち高等法院官僚および特権商人層を直接の階級的基盤として成立し、かつその利害に立っていたということからの帰結である。すなわち一方では、右の階級と絶対王政とのいっそうの結合が看取されると同時に、他方では旧貴族⇨旧領主層の相対的な没落過程が展開する。したがって初期絶対王政下における諸反乱が、ひたすら旧貴族（上層名門貴族から下級騎士身分まで）の王権への反抗（フランス型「士族反乱」）ならびに農民反乱という姿で展開していったことは、右の事情を逆に証示している。そしてリシュリュー期まで、こうした旧貴族反乱および農民反乱に対して、高等法院官僚および特権商人層は一貫して王権を強力に支持し、反乱鎮圧に全努力を傾注していったのである。<sup>(5)</sup>

(1) F. Engels, *Der Ursprung der Familie, der Privateigentums und des Staats*, Dietz Verlag Berlin, 1953, S. 171.

邦訳『家族・私有財産および国家の起源』（国民文庫版）二二三

—二三四頁。

(2) K. Kautsky, *Die Klassengegenstände im Zeitalter der Französischen Revolution*, Neue Zeit, 1889. 邦訳『フランス

革命時代における階級対立』（岩波文庫版）一九—二〇頁参照。

(3) 中木康夫著『フランス絶対王制の構造』一九六三年、未來社。以下の叙述はほとんど中木氏の著述に依拠するが、これは本稿の追求する対象があくまで十八世紀フランスにおける「法服貴族」モンテスキューのイデオロギー的基礎を究明しようとするところにあるから、必然に絶対王政の社会経済史的分析に頼らざるをえないのである。

(4) 中木著、前掲書、一五頁。絶対主義に関する西ヨーロッパ社会経済史学の一般的研究水準ならびに動向の問題は、高橋幸八郎著『絶対主義に関する最近の見解について』（土屋喬雄教授還暦記念論文集『資本主義の成立と発展』、昭和三十四年三日、「経済学論集」第二十六巻第一・二号、二二三—二五〇頁）参照。

(5) 中木著、前掲書、一五—一六頁。cf. Roland Mousnier et Fritz Hartung, *Quelques problèmes concernant la monarchie absolue*, 1955, pp. 38-39.

(6) 中木著、前掲書、二〇頁。「むしろ絶対王制を主体的に築き上げていくのは、まさにそのような都市商人層（前期的商人層）および商人出身の新地主・新貴族層なのであって、旧貴族階級ではなかったのである（この点で、旧貴族階級にのみ封建的支配階級を求める見解も誤り）。階級均衡論による『ブルジョワジー』概念に従うならば、絶対王制はすなわち市民革命という奇妙な二律背反的規定にさえ陥らざるをえなくなるであろう。」

(7) 中木著、前掲書、二五頁。なお三〇頁参照。「たしかに絶対王制は、解体しつつある封建的土地所有と、生長しつつある資本主義（産業資本）との二種の生産様式の対抗の上に立っているが、しかし支配する権力の本質（社会構成の質）は分割されることなく純粹に封建的である。」

(8) 中木著、前掲書、七二頁。cf. Roland Mousnier, *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, 1945, cit., pp. 9-11, 18, 25, 55-58. 十六世紀フランス商人層にとっては、「資本」を官職保有、とくに高等法院官職購入に「投資」し、さらに新貴族身分を併せ獲得して、社会的ヒエラルキーの最高段階に入るこゝとが最高の目標であった。まさしくムーニエが指摘しているように、こうした商人—上層官僚によって「新たな封建制が築き上げられた」(Op. cit., p. 9.) のであった。

(9) 中木著、前掲書、七二頁。多くの富裕な商人は息子を高等法院評定官にすることを理想とし、従つてこの時期には二—三代にわたつて商業を継続する家系はまれであった。こうして十六世紀の段階では、商人は富裕化することによって急速に官僚身分の中に埋没する。

(10) Régine Pernoud, *Les origines de la bourgeoisie*, pp. 84-85.

(11) ポーレット法によつて司法・財政官職保有者は、土地財産と同じく自由に官職の売買・賃貸をすることができるようになった。このポーレット法の企図については、中木著、前掲書、一二二—一二三頁参照。なお、初期絶対王政のすぐれた研究史家ノルマンも、「ポーレット法はフランス・ブルジョワ—〔市民層〕の歴史に

主要な一時期を画した、すなわち司法的金権政治 *ploutocratie judiciaire* と権力の分担を生ぜしめた画期である」と指摘している。cf. Charles Normand, *La bourgeoisie française au XVII<sup>e</sup> siècle*. *La vie publique, les idées et les actions politiques*, 1604-1661, 1908, p. 3.

(12) ムーニエの言葉を借りるならば、「国王自らが官職を売却していろいろ、国王は公権力 *puissance publique* を、官職を購入した富裕者とともに分配した」のである。そして「ポーレットの政治的結果の一つは、国王の官吏に対する大貴族の影響力の減退であった」点に注意すべきである。(中木著、前掲書、一二二頁参照)

(13) 中木著、前掲書、一二二頁。cf. Mousnier, op. cit., pp. 508-509. 例えばブルゴーニュの高等法院官僚—高名な *les Frém-yot*, *Jennin* ら—は十七世紀初葉に、その職分および領地所有を媒介として全面的に貴族に到達した。

(14) 中木著、前掲書、一二三頁。cf. Tapie, *La France de Louis XIII et de Richelieu*, 1952, pp. 58-59.

(15) 中木著、前掲書、一六〇頁。初期絶対王政下の十七世紀前半は、いわゆる「重商主義」*mercantilisme*, *Merkantilismus* 段階であるが、それは決して、本来的に「資本主義」や近代的ブルジョワジーを保護・育成する政策体系ではなかった。

## 二 「法服貴族」の政治的性格

既に考察したところからも明らかな如く、初期ブルボン王朝の直接かつ最上層の階級的支柱をなしていた、高等法院官僚を先頭とする上層官職保有者層は、フロンドの乱にいたる十七世紀前半のうちに、旧貴族層を圧倒して領地および農民保有地を集中しつつ、各地方における最大の新地主層としての地位をもちや動かしえないまでに確立しおわっていた。「以上のようにして、この段階での新地主層にとっては、土地所有、官職保有（国家横構<sup>1</sup>経済外強制の体系への定着と身分的上昇）、ラント（とくに王室財政への寄生的ラント）の三種の不動産を含むとき、はじめて財産は完全かつ安定したものとなるのであった。こうして、半封建的土地所有およびその派生形態（したがって全体として土地所有の規定性）の上にその営みの基盤を全一的にしている、こうした官職保有者<sup>2</sup>新地主層のうちに、厳密な意味でのブルジョワ的要素の一片さえ見出すことはできない。<sup>(1)</sup>」

ところが宰相リシュリュー（Richelieu）期（一六二四—一六四三）は、フランス絶対王政確立過程の第二段階を画す時期であり、それはまた階級諸関係の新たな変化が表面化する転換期となった。まずこの時期における統治機構上の大きな特徴は、王政指導部における「宰相制」<sup>3</sup> Minis-

teriat の成立と、王政直轄地方行政機構としての「知事制」<sup>4</sup> Intendance の画期的展開であった。そこで、高等法院を中核とする旧来の官僚機構（売官制に依拠）を全面的に掘り崩していくところの、知事制を中核とする新官僚機構（売官制を排除）の展開をめぐって、王権と高等法院との闘争が前面に出てくる。そしてこれに、残存する旧貴族の反王権運動が絡みあっていくが、いまや主要な側面は王権対旧貴族から王権対高等法院（巨大新地主勢力に転化していくのである。そして知事制をめぐるとした抗争の背後には、重商主義政策をめぐる諸問題が存在していたのであった。<sup>(2)</sup>）

リシュリューは、「商主義」政策展開にあたって、高等法院が最大の障害となることをはっきり意識していたばかりでなく、当時の「一切の官職（<sup>5</sup>売官制）を廃止し、その価格を貿易に投下し、商人に地位を与える」こと、すなわち史家オーゼの表現にしたがえば、「国民経済の偉大な理想」すなわち、「フランスの市民層<sup>6</sup>を<sup>7</sup>官職・土地保有の」司法階級たらしめるかわりに、貿易商<sup>8</sup>の階級に転化させる社会的変革のプログラム」を構想していたのである。<sup>(3)</sup>

しかし、リシュリュー（およびその背景にある新興特権商人層）の「重商主義」政策に対して、半封建的土地所有者層は高等法院を拠点に真向から抵抗していく。高等法院

は、勅令登記拒否権を全面的に利用して「重商主義」諸政策を妨害したのである。

以上のように、「重商主義」をめぐるリシュリューと高等法院の対立は、知事制（新官僚体系）をめぐる対立と内面的にふかく絡合いつつ展開されるのであって、一六二九年頃からリシュリューが高等法院抑圧に大きく転換していったのは、そうした事情にもとづいている。そしてこの時期以降、上述のように知事制が画期的な展開過程に入ったのである。こうしてリシュリュー下に圧迫されていく高等法院は、いまや「不満派」の地位に転化しはじめ、リシュリュー後期に展開した巨大な農民・手工業者反乱の過程においても、これに中立もしくは支持的な態度をはっきり打ち出すにいたった<sup>(4)</sup>。

リシュリューはこうした高等法院の抵抗を逆に利用し、あらゆる手段で高等法院の抑圧と地位低下を強行していく。そしてリシュリュー死後、一六四二年にマザラン(Mazarin)が宰相となるが、マザランもまたリシュリューの政策を継承し、高等法院と正面から対抗していく。財政困難を離脱するためにマザランが試みる租税重課政策にたいし、高等法院はことごとく諫奏権 (Le droit de remontrance)、勅令登記拒否をもって抵抗し、四四年いらい王権と高等法院との闘争はまさに「恒常的」となる。四五年には勅令登記を拒否したパリ高等法院の中心的抵抗派が

追放されている。こうして、王権に対する高等法院の必死の抵抗は、反租税を中心に結集する民衆運動の昂揚に押されつつ、一六四八年、フロンドの乱 (La Fronde, 1648—1653) として展開することとなったのである。<sup>(5)</sup>

斯くてマザンは、フロンド終了後、「ゆるがしがたい権力をもって」絶対王政の再建と強化、確立に着手した。その政策の中心は、フロンド期に廃棄・改革された諸制度の復活、とくに知事制の再建・強化による高等法院<sup>パルティマン</sup>の抑圧・その諸権限の奪取と、旧貴族層の弾圧におかれた。一六五二年には、高等法院が一切の国事に干与することを禁止した。さらに一六五三年以降、常駐制に立つ知事が全国各徴税地方区に派遣され、高等法院および各地貴族層の、分散的で弱化した抵抗を排しつつ、知事は州における最高の権力保持者——王権の直接かつ最高の代表——として決定的に君臨することとなった。<sup>(6)</sup>

以上、フロンドは、政治機構的には枢密院 (conseil d'en haut) ——知事制を中核とする新官僚システムが、高等法院を基軸とする旧官僚システムを圧服し、これに代わっていく画期となった。そして旧貴族・高等法院は不満派として抵抗しながらも王権の下に服属せしめられていく。そしてまた、フロンドの展開過程において、高等法院官僚を先頭とする官職保有者Ⅱ新地主層、旧貴族層および広範な民衆という諸階級に見離された王権が、自らを維持する唯一

の強力な支柱として依拠しえた階級こそ、特権諸都市の「大ブルジョワジー」に上層商人・金融業者層であったことを確認しうる。そしてフロンド終了後、コルベールにいたる期間（一六五三—一六六一）において、高等法院および旧貴族層がますます王権——知事体系によって抑圧され、王権との結合から離れていくことが明白となった。<sup>(7)</sup>

このような変化を念願において、コルベルティスム下の階級構成から「法服貴族」の動態を検討してみよう。まず「A」名門貴族層は完全に名譽職化した「総督」gouverneurs 職保持者を中心とするが、こうした残存する上層名門貴族層は、たしかに大土地所有をなお維持していた。しかし彼らはいずれも宮廷貴族として寄生化し、在地性を完全に喪失していたのみでなく、孤立分散性を強めることによつて、もはや強力な特権商人層への対抗力をもたず、独自の強大な政治勢力を形成しえない。「B」教会大貴族層。第一身分を構成していたが、注目すべきはこの層の中核部もまた、商人出身によつて占められていたことである。彼らはやはり大土地所有者（上層僧族の土地所有規模は世俗名門貴族のそれを凌駕する）として、一般に政治的にはもつとも保守的な立場に立っているが、やはり僧族に第一身分独自の結集力は完全に失われていた。「C」法服貴族に「ブルジョワ新貴族」。高等法院官僚を中核とするが、旧官職保有者の上層部を代表し、いぜんとして各地に

おける半封建的大土地所有者層の中核を形成する。しかし枢密院——知事制を軸とする新官僚統治機構の完成によつてその政治的役割はいちじるしく減殺され、また経済的にも新興特権商人層の上昇によつて圧倒され、アンリ四世——シユリユー時代とことなつてもはや第二級の地位に転落してしまつた。しかもコルベールは、かれらの不動産的富の構成部分をなす官職価格の低下を推進しており、その地位は低下傾向をつづけた。そして新官僚機構の確立によつて、いまや枢密院直属の知事がかれらの上位にはつきり立つて、商人層の官僚・貴族化の上昇コースは、もはや高等法院官僚に定着するよりも、知事の供給母胎たる宮内庁調査官 (maître de requêtes) 職の獲得から入つて閣僚にまで上昇していく径路に転化したのである。こうした各地高等法院官僚は、地方における巨大封建地主の先頭には立つてはいたが、いまやコルベルティスムへの完全な不満派を形成しており、分権的傾向・地方的伝統の保守的な擁護者として、コルベルティスムにあらゆる抵抗をこころみたのであつた。まさにこの高等法院こそが、知事ならびに工業検察官にことごとに対抗し、低穀価政策に反対し、工業規制の貫徹を妨害し、特権マニファクチャー manufacture privilégiée の設立を妨げつつ、半封建的土地所有者層の利害擁護の拠点となつたのである。われわれはこの過程のうちに、支配階級内部における特権商人（商人

資本)と半封建的土地所有者(土地所有)との相対的矛盾を看取することができる。しかし高等法院それじたいの、独自の政治勢力としての結集は、フロンドの乱を境として、コルベルティスム下で解体してしまったのである。<sup>(8)</sup>

右に述べた上層貴族と同様に、中小貴族層もいまや完全な没落期に入り、絶対王政常備軍機構に定着しえた一部をのぞき、大半の在地中小貴族層は、土地所有そのものからも決定的に遊離しつつあった(商人地主・高等法院官僚への移行)。彼らはもはや絶対王政史上、ほとんど何らの役割をも演ずることができないほどに解体してしまった。また、売官制に結びつく中小官職保有者Ⅱ中小新地主層は、フロンド期までは豪農・中小商人の上昇・転化の一応の帰結点として広範に形成されていたが、コルベルの中小官職整理政策、知事によるその主要権限の奪取によって官職それじたいの無用化が進展し、全体として没落過程に入っていたのである。<sup>(9)</sup>

斯くてマザランの死後、一六六一年にルイ十四世は「宰相制」を廃して親政に入り、フランス絶対王政は名実ともに完成の域を迎え、「国王および三人の重臣によって統治され、約三十八人の知事によって管理される国家機構」(サニャク)となる。

このような情勢を背景とし、コルベル体制に対する不満が諸階級に充満し、一六九〇—一七〇〇年の「政治的・

社会的危機」(サニャク)として爆発する。しかも、コルベルティスムへの不満は、半封建的土地所有者層において、もつとも熾烈であり、かつ広範であった。というのは、「コルベル時代」に国家の工業化によって始まった社会変革は、手工業者・農民の勤労階級だけでなく、中小市民および大部分の土地貴族を犠牲にした」(サニャク)からである。そして半封建的大土地所有者の総反撃は、国家改造計画にまで発展する。<sup>(10)</sup>

そしてルイ十四世死後(一七一五年)、オルレアン公(ついでブルボン公)が摂政となるや、上述のような一六八五年以降の混乱期(とくに巨大特権商人層の没落)に乗じてサン・シモン(Saint-Simon)ら大貴族グループが計画実施に着手する。もちろん彼らは、すでに独自で政権を担当する力を完全に失なっていたから、高等法院との取引に全力を傾注し、半封建的土地所有者層の総力を結集しようとするめ、ある程度それに成功した。しかしこの王国改造計画それじたいは完全に失敗し、彼らも特権商人出身の中央官僚に完全に依存しなければやっていけない状態になっていた。したがって統治機構それじたいはコルベル時代に完成された機構を継承せざるをえず、いぜんとして絶対王政は、数名の國務卿によって統治され、約三十人の知事によって管理される国家機構であった。<sup>(11)</sup>

以上、絶対王政の階級構成からとくに高等法院を中核と

する「法服貴族」は新貴族の政治的性格を概観してみたのであるが、そこでは半封建的土地所有に立脚しながら特権身分に憧れる高等法院官僚のゆがめられた姿を見出すのみである。われわれが問題にしようとする主人公は「法服貴族」モンテスキューが登場するのは、こうした階級構成を背景とする反コルベルティズムの時期なのである。

(1) 中木康夫著『フランス絶対王制の構造』一六七—一六八頁。

「高等法院官僚は上層封建地主層を本来の意味でのブルジョアとして把握し、『ブルジョワジー』の指導勢力とみる誤った見解は、ひろく西ヨーロッパ史学界（とくに進歩的史家たち）に見られる傾向であり、最近の絶対王制研究家（思想史家も含む）もこれに無批判に従っている。」

(2) 中木著、前掲書、一九三頁。

(3) 中木著、二〇〇頁。cf. Hauser, *La pensée et l'action économique du Cardinal Richelieu*, 1949, p. 66.

(4) 中木著、前掲書、二〇二頁。「ちやに残存する旧貴族層もまた、高等法院および民衆反乱との連繫を企図しつつ分権的運動を展開していく。こうして一方では、王権ならびに重商主義推進の基盤としてこれに結合しつつある新興の特権商人層と、他方では、これに対する高等法院官僚ら官職保有者、新地主層、旧貴族層および民衆との対抗関係が描き出される。」

(5) 中木著、前掲書、二二二—二二四頁。cf. Pagés, *La monarchie d'ancien régime en France*, 1946, pp. 117-119. Normand, *La bourgeoisie française au XVII<sup>e</sup> siècle*, pp. 305-

314.

(6) 中木著、前掲書、二五八—二六〇頁。

(7) 中木著、前掲書、二六一—二六三頁、こうして「フロンドの乱」は、全機構的に把握するならば、経済的には、封建的余剰生産物（封建地代範疇）の收取関係における、土地所有に対する商人資本の優位確立の画期をなし、階級的には高等法院官僚は巨大新地主層から巨大特権商人層・金融貴族層への絶対王制の直接の階級的支柱の転化の画期をなし、政策的には重商主義確立の転換期をなし、政治的には、高等法院を基軸とする売官制にもとづく旧官僚機構から枢密院—知事制を中核とする任命制基軸の集中的新官僚機構（フランス絶対王制の特徴をなす強力な中央集権機構）への転化の画期をなしたとすることができる。

(8) 中木著、前掲書、二九九—三〇一頁。cf. Pagés, *op. cit.*, pp. 165-169.

(9) 中木著、前掲書、三〇一—三〇二頁。cf. Pagés, *op. cit.*, pp. 163-168.

(10) 中木著、前掲書、三三五—三三六頁。cf. Sagnac, *La formation de la société moderne*, p. 168.

(11) 中木著、前掲書、三三六—三三七頁。

### III モンテスキューの身分と階級意識

本稿で問題にする主人公は普通「モンテスキュー」と呼ば慣らされているが、正確に云うと彼はスゴンダ家のシャルル・ルイであって、ラ・ブレードおよびモンテスキュー領の男爵である (Charles-Louis de Secodat, baron de La Brede et de Montesquieu)。彼は一六八九年一月一日、ボルドーの近くに在るラ・ブレードの城館シャトで生れ、そこで幼年時代を過ごし、また後年不滅の榮譽を与えられる数数の著述をなした。

爵位タイトルから判るように彼の家——スゴンダ家は貴族の一員であり、しかも「法服貴族」ノブレス・ド・ローヌの家である。彼の四代前に遡るとナヴァル(Navarre)の女王ジャンヌ・ダルブレ (Jeanne d'Albret, 1528-1572) の家臣ジャン・ド・スゴンダ (Jean de Secodat) がいる。三代前にはアンリ四世の家臣ジャコブ・ド・スゴンダ (Jacob de Secodat) がいて、モンテスキューの領地は彼の為にアンリ四世が男爵封地として与えたものである。彼の子(すなわちモンテスキューの祖父に当る)ジャン・バティスト・ガストン (Jean-Baptiste Gaston de Secodat) は、ギユイエンヌ高等法院の院長 (président à mortier) であって、六人の息子をもっていたが、法院長の職は長男のジャンに譲った。ガストンは残り五人の息子を剃髪させるつもりであったが、三男のジャ

ックだけは父の意に逆って軍人となり、軽騎兵の大尉としてハンガリーでコンティ侯に従ったあと、ボルドーに帰って一六八六年、三十二才でマリー・フランソワーズ・ド・ペネル (Marie-Francoise de Pessel) と結婚した。こうしてラ・ブレードの男爵封地と城館が、この時に嫁資として彼にもたらされた。このジャックとマリー・フランソワーズとの間に生れた長男が、本稿の主人公シャルル・ルイ・ド・スゴンダつまりモンテスキューであった。

シャルル・ルイの生れた時期は、フランスではルイ十四世の親政下(一六六一—一七一五)に王権が伸長されつつあり、海峡の向うイギリスではジェームス二世が絶対王政を復活しようとして、議会により追放され、英国王としてオレンヂ公ウイリアムが迎えられた、いわゆる「名譽革命」の翌年すなわちイギリス議会在「権利章典」 Bill of Rights を可決した折である。こうした時期に、後年イギリス立憲君主政の根本法を鋭く解明することによって、ブルボン王朝の絶対主義を徹底的に批判する一人物がフランスで呱呱の声を放ったというのも、或る意味では歴史の偶然と云えるし、運命の偶然なのかも知れない。

ラ・ブレードの若き男爵が、パリに近いオラトリアンの経営するジュイイの中学校で、二人の従兄弟と共に五年間勉学に勤しんだ後、一七〇五年にボルドーへ帰って来ると、彼の父はギユイエンヌ高等法院の院長の称号を相続さ

せるため、シャルル・ルイに法律の勉強をさせた。このことは、父方の伯父であるモンテスキュー男爵すなわち法院長ジャン・バティスト・スゴンダの非常な手助けになった。しかも、このモンテスキュー男爵は、たった一人の息子を失ったので、甥のシャルル・ルイに「モンテスキュー」の称号と法院長の職を譲るべく宿命づけられていた。

一七〇八年八月一二日にシャルル・ルイは法学士となり、翌々一四年にはボルドー高等法院の弁護士となった。この時以来、彼は、伯父の名前とその所領の称号で呼ばれるようになった。すなわち彼は、モンテスキューの領主であり、ラ・ブレードの男爵であった。弁護士になったけれども、彼は弁護士の仕事には関心がなく、法律の勉強を続けることばかり考えていたようである。こうして彼は、勉強のため再びラ・ブレードを離れ、一七〇九年から一七一三年までパリに滞在した。

一七一三年に彼はボルドーへ帰ったが、その年の一月に彼の父が他界したので、モンテスキューは二四才で家長となり、貴族の家名と栄誉ある職業とを相続した。そして一七一四年三月に、彼は、ボルドー高等法院の評定官(*conseiller*)となった。一七一五年四月にモンテスキューはジャンヌ・ド・ラルティエグ(*Jeanne de Lartigue*)と結婚した。ジャンヌは優しい女性であり、結婚持参金とし

て十万里ーヴルを彼にもたらし、家庭は円満で彼らは一男二女を得ることができた。モンテスキューが評定官コンセリエとなった二年後の一七一六年五月に、彼の伯父が死亡したので、「モンテスキュー」の称号と法院長の職は彼に譲られた。またその年に彼はボルドーのアカデミーに入会し、文筆家としての第一歩を踏み出した。<sup>(1)</sup>

右に述べたところからも明らかのように、モンテスキューの家系は「法服貴族」であり、彼自身その家柄を誇っていたことは『所感』の中で述べている言葉からも窺い知ることができる。すなわち「吾が子よ、お前はお前の家柄を恥じ入ったり或は自慢したりする必要がないので非常に幸福だ。私の家柄と私の財産は斯様に釣合いがとれているから、私はどちらか一方がより大きくなるのを懼れる。お前は法官にでも武官にでもなれる(*Vous serez homme de robe ou d'épée*)。お前が自らの地位を理解すべきであるから、これを選択するのはお前の任務だ。法官の中ではお前はより多く独立性を見出すだろうし、武官の中ではより大きい希望を見出すだろう」と。こうした意識は、既に解体の過程にある階級に属する人間が、個人的にはなお安全な地位を占めて満足しているとき、その人間を支配するものは自己の階級に対する限りなき愛着である。つまり、自己の意識を一般化することによって、所属する階級の歴史的運命に盲目となるに至る。モンテスキューの場合がそれであ

る。

従って、「私の家柄はただ二五〇年このかた系図のはつきりしている貴族であるにすぎず、良くもなく悪くもないが、しかし私はそれに愛着を感じている」という意識からは決して近代のブルジョワ・イデオロギーを抽きだすことはできない。すなわちモンテスキューは、あくまで「法服貴族」の一員として、自らの所属する貴族の立場を代弁しているのである。『法の精神』において、彼が「君主なくして貴族なし、貴族なくして君主なし」<sup>①</sup> Point de monarque, point de noblesse; point de noblesse, point de monarche. <sup>②</sup> (I, II, ch.4.) と述べたことは、要するに、貴族が、モンテスキューの理想とする君主政の不可欠の部分であることを示そうとする何よりの証左にはかならない。

絶対王政下の「法服貴族」がどのような立場に置かれていたかは、既に考察したところからも明らかなおり、フランスの乱を境として没落の過程にあった。しかも高等法院を中核とする「法服貴族」は、新官僚統治機構の完成によつてその政治的役割をいちじるしく減殺され、また経済的にも新興特権商人層の上昇によつて圧倒されていた。このような状況下に「法服貴族」モンテスキューが、一七二一年に匿名で出版した『ペルシャ人の手紙』の中で、専制政治への憎悪を表明するにとどまらず高等法院を称讃したのも当然の理である。

右の点については、『法の精神』を分析して、モンテスキューの政治思想を保守的なものとして捉え、それが決して大革命に先行する進歩的理論ではないことを立証しようと試みた、フランス革命史の碩学として著名なマチエにより夙く力説されたところである。すなわち、「現今の註釈家たちの誤謬は（なぜなら以前の註釈家たちはその点で間違つていない）、彼らが十八世紀の歴史を謂うなれば終極論的精神とでもいうべき考え方で学んだことに起因する。彼らは、十八世紀というものを、それがフランス革命にどういう影響を与えたかということだけから考え、かつフランス革命の本質的業績は君主政の廃止にあると考えたから、この君主政廃止に貢献した人々は、すべて進歩的精神の持主、革命の先駆者または主導者とみなすのである。彼らが、モンテスキューという、この全くの反動主義者を讃美するのは、そこから来ているのである。<sup>③</sup>」

確かにモンテスキューの思想は、マイネッケも指摘しているように「複雑で極めて理解困難な」ものであるが、右に考察したところから、絶対王政下の「法服貴族」としてモンテスキューを位置づけるならば、従来おこなわれてきた全く相反する「保守」と「進歩」という矛盾も必然に解決され、「身分的限界」を示すものとして理解されてきた彼のイデオロギー的基礎もこの点から明確に把握されるものと信じる。

(1) 宮沢俊義著『モンテスキュー「法の精神」』（大思想文庫、岩波書店）。

Joseph Dedieu, Montesquieu, L'Homme et L'Œuvre, 1943.  
Jean Starobinski, Montesquieu, par lui-même, 1957.  
Robert Shackleton, Montesquieu, A Critical Biography, 1961.

(2) Albert Mathiez, La place de Montesquieu dans l'Histoire des Doctrines Politiques au XVIII<sup>e</sup> Siècle (Annales Historiques de la Révolution française, 1930, p. 109.) 尚五十嵐豊作著『モンテスキューの政治的性格——彼の l'esprit de corps に就いて——』（「公法雜誌」第三卷第五号・第六号）および『モンテスキューのイギリス憲法論の一解釈』（「法學」第六卷第三号・第五号）参照。